

✚ 貨物概要

本品は、制御用電気回路、USB ハブ（1つの周辺機器接続ポートに複数の周辺機器を接続するための分岐装置）、VGA コネクター（アナログ画像インターフェイス）、DVI-D コネクター（デジタル画像インターフェイス）、HDMI コネクター（高精細度マルチメディアインターフェイス）及び前面操作装置（メニュー、コントラスト調整、音量調整、電源等）を有する 20.1 インチ（51 センチメートル）の液晶パネルから成るカラーモニターである。

本品は、以下の基本的な特性を有する。

- － 解像度（最大）：1600×1200（75 Hz）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ 0.258 mm
- － 輝度：300 cd/m²
- － コントラスト比：1000：1
- － 水平周波数：30～94 kHz
- － 垂直リフレッシュレート：48～85 Hz

✚ 分類

関税率表第 8528.52 号（統計番号 8528.52-000）の、第 84.71 項の自動データ処理機械（PC）に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたモニター

✚ 分類理由

本品は、制御用電気回路、入力コネクター（VGA、DVI-D、HDMI）、調節用装置等を有する液晶パネルから成るカラーモニターであり、第 84.71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたものと認められることから、上記のとおり分類されます。

（参考）国際分類例規 8528.52 「4. カラーモニター」



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）